

〈論文〉

非財務情報に対する保証報告書の内容分析

長岡亮子

目次

- I. はじめに
- II. 保証報告書の内容分析に関する先行研究
- III. 分析
 - III-1. 保証報告書に記載すべき事項
 - III-2. 保証報告書の記載内容
 - III-3. 保証報告書に点数を付ける上での判断プロセス
 - III-4. 保証報告書の比較
- IV. おわりに

I. はじめに

近年、SDGs (Sustainable Development Goals) や ESG (Environment, Social, Governance) といった言葉がニュースや新聞で多く取り上げられ、企業の社会的責任に注目が集まっている。実際、2022年における ESG 債の発行額は1兆7千億円に達しており、ESG 投資は急激に拡大している(日本経済新聞[2022a], 3頁)。このような投資を受けるために、企業は財務情報以外の情報を開示するようになってきた。しかし、「効果のある本質的な環境保護活動はほとんど実践しておらず、環境経営の実質的成果が乏しいのにもかかわらず、環境報告書だけは立派であるという企業」が出現し、「グリーンウォッシュと呼ばれる問題」になっている(白石[2017], 2頁)。これを解決する手段として、第三者による保証があげられる。実際、

統合報告書やサステナビリティ報告において、提供される指標に保証を付す企業は増加しており（KPMG[2022], 31頁）、企業側も第三者保証を有効な手段と認識しているようである。

財務諸表監査とは異なり、非財務情報の開示は任意であり、それゆえ非財務情報に対する保証も自発的なものである。したがって、保証の範囲や水準等保証の内容は企業との契約で決定されることになる。また、企業の意向によって、保証報告書を開示するか否か、どの程度開示するかも決められる。一方で、非財務情報の利用者が入手可能な保証に関する情報は、保証報告書が一般的であることから、保証報告書の内容の調査が重要であると考えられる。

Ⅱ. 保証報告書の内容分析に関する先行研究

O'Dwyer and Owen[2005]は、AccountAbility（以下、AA）、Fédération des Experts Comptables Européens（以下、FEE）、Global Reporting Initiative（以下、GRI）の発行する保証ガイダンスが、それぞれ保証報告書に含めるよう求めている事項を抜き出し、これらの項目が実際に記載されているかという観点から保証報告書の内容を分析した。同時に、業務実施者が会計士であるかコンサルタントであるかによって、保証報告書の記載に違いがあるかを調べている。その結果、2002年のACCA UK and European Sustainability Reporting Awardsの最終選考に残ったサステナビリティ報告書等81本に対する保証報告書のうち、最終的に入手できた41本が分析対象とされた。[図表1]は、保証報告書に最低限記載すべき事項の一覧である。

【図表 1】 保証報告書に記載すべき事項¹⁾

報告書の内容	AA1000 ²⁾	FEE	GRI
①題名		✓	✓
②宛名	✓	✓	✓
③業務実施者の名前と所在地		✓	✓
④業務の範囲と目的	✓	✓	✓
⑤報告者と業務実施者それぞれの責任		✓	✓
⑥業務実施者の能力	✓	✓	
⑦報告組織からの独立性	✓	✓	✓
⑧証拠の評価や結論の形成に利用した規準	✓	✓	✓
⑨利用された保証基準	✓	✓	✓
⑩保証プロセスにおけるステークホルダーの参加の程度			✓
⑪ステークホルダーに対する業務実施者の不偏性	✓		
⑫結論または意見	✓	✓	✓
⑬(ステークホルダーの観点からの) 重要性	✓		
⑭完全性	✓		
⑮ステークホルダーへの反応性	✓		
⑯パフォーマンス	✓		
⑰制限または条件の報告		✓	✓
⑱説明の追加	✓		
⑲報告や保証における前回の報告からの進歩	✓		
⑳報告やプロセスの改善案	✓		
㉑報告日		✓	✓

(【出所】 O'Dwyer and Owen [2005], Table 1 に一部加筆)

【図表 1】で示された項目に基づく分析の結果、会計士とコンサルタント

- 1) 各項目の番号①～㉑は筆者が付け足したものである。
- 2) ここでのAA1000は、2003年に公表されたAA1000 Series of Standardsに含まれる Assurance Standard を指す。

の間でいくつかの顕著な違いが発見された。会計士による保証報告書19本のうち、「⑥業務実施者の能力」について、今までの経験を明記していたのは2本のみであった（O'Dwyer and Owen [2005], p. 214）。一方、コンサルタントは経験、専門分野、業務に関連する能力を、22本中約半数が記載していた（O'Dwyer and Owen [2005], p. 215）。その他、「⑫結論または意見」の項目において、使われる用語に違いがみられた。会計士は「一貫性（consistency）」という用語を好んでいたのに対し、コンサルタントは「公正性（fairness）」や「バランス（balance）」といった用語の方がより一般的であった（O'Dwyer and Owen [2005], pp. 222-223）。このように、会計士とコンサルタントの間でいくつかの違いが生じていることから、作成される保証報告書の内容は、業務実施者による影響を大きく受けると考えられる。

Perego and Kolk [2012]は、O'Dwyer and Owen[2005]による[図表1]に修正を加え、コーディング（0/1/2）することで保証報告書に点数を付している。具体的なコーディングのルールは[図表2]に示している。[図表1]と比べると、「⑩保証プロセスにおけるステークホルダーの参加の程度」、「⑩パフォーマンス」、「⑰制限または条件の報告」、「⑱説明の追加」、「⑲報告や保証における前回の報告からの進歩」、「⑳報告やプロセスの改善案」の6つの項目が削除され、[図表2]の「15. 実施した作業の概要」が加えられている。6つの項目は、0から2の点数を付けるにあたり、画一的な分類が困難であり、主観が含まれやすいことから削除されたと思われる。

[図表 2] Perego and Kolk [2012] によるコーディングのルール

	0	1	2
1. 題名	無	有	
2. 宛名	無	内部	外部
3. 業務実施者の名前	無	有	
4. 業務実施者の所在地	無	有	
5. 報告日	無	有	
6. 報告者の責任	無	有	
7. 業務実施者の責任	無	有	
8. 報告組織からの独立性	無	有	
9. ステークホルダーに対する業務実施者の不偏性	無	有	
10. 保証業務の範囲	無	狭いプロセス	包括的なプロセス
11. 保証業務の目的	無	中位、限定的保証、意見、外部検証、外部保証、外部確認	合理的保証、合理的保証と限定的保証の両方
12. 業務実施者の能力	無	単なる言及	経験等に基づいた説明
13. 評価や結論に使用した規準	無	公開されておらず 入手できない	公開されており 入手可能
14. 使用した保証基準	無	公開されておらず 入手できない	公開されており 入手可能
15. 実施した作業の概要	無	有	
16. ステークホルダーの観点からの重要性	無	全体的な記述	ステークホルダーの 視点からの説明
17. 完全性	無	有	
18. ステークホルダーへの反応性	無	有	
19. 結論または意見	無	1文	1文より多い

([出所] Perego and Kolk [2012], Table 13)

Perego and Kolk [2012]は、Fortune's Global 500 の上位半分の企業を対象に、1999年、2002年、2005年、2008年の環境、社会、サステナビリティに関する報告書に対する保証報告書を収集し分析を行った。上記ルールに基づいて保証報告書に点数を付けると、0点のものが最も低品質、最高点である27点のものが最も高品質であるとみなされる (Perego and Kolk [2012], p. 178)。[図表 3]は点数の時系列の推移を表したものである。

[図表 3] 3年ごとの保証報告書の点数

	報告書の数	平均	標準偏差	最低点	最高点
1999	18	9.72	2.85	6	16
2002	35	9.46	3.47	1	17
2005	45	12.67	4.78	1	23
2008	82	12.93	6.50	2	27
全体	180	11.87	5.31	1	27

([出所] Perego and Kolk [2012], Table 9)

[図表 3]から、保証報告書の数が増加したこと、平均点が上昇したことが読み取れる。また、最高点も年を経るごとに高くなっており、全体として保証報告書の質は向上しているといえる(Perego and Kolk [2012], p. 182)。時系列の調査に加え、Perego and Kolk [2012]は業務実施者別の平均点も算出した。[図表 4]は、会計士、スペシャリスト、認証機関、その他、の4つの業務実施者別の平均点を示している。

[図表 4] 業務実施者別の点数

	報告書の数	平均	標準偏差	最低点	最高点
会計士	93	13.71	4.25	1	22
スペシャリスト	40	10.80	5.11	2	21
認証機関	20	13.50	6.80	1	27
その他	27	5.89	4.11	1	21

([出所] Perego and Kolk [2012], Table 12)

会計士は、財務報告の保証業務に精通しており、サステナビリティ報告の保証業務においても市場の多くを占めているにもかかわらず、認証機関との平均点の差は僅かしかなかった。しかし、スペシャリストやその他の業務実施者とは平均点に差が生じている。また、最高点もそれぞれ異なっており、認証機関は27点満点の保証報告書があるが、会計士は22点のものまでしかなかった(Perego and Kolk [2012], p. 184)。Perego and Kolk [2012]の分析の結果からも、業務実施者の違いによって、保証報告書の質が異なるという結果が得られたのである。

O'Dwyer and Owen [2005]および Perego and Kolk [2012]の両方とも、業務実施者によって保証報告書に違いが生じるという結論に至っている。しかし、自発的保証は財務諸表監査と異なり、複数存在する保証基準のどれを利用することも認められる。通常、業務実施者は準拠した保証基準で要求されている事項を保証報告書に記載すると考えられる。つまり、保証報告書の点数が異なるのは、業務実施者の違いによるものか、それとも保証基準の違いによるものかの調査がされていないのである。

Perego and Kolk [2012]は、採用されている保証基準を調べているものの、会計士は「国際保証業務基準 3000号 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務（International Standard on Assurance Engagements (ISAE) 3000 (Revised), Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information)」(以下、ISAE3000 (改訂))に準拠することが多いといった傾向しか捉えていない（Perego and Kolk [2012], p. 182）。この点、Gürtürk and Hahn [2016]は、同様の分析を行い、適用された保証基準別の平均点を算出している。しかし、同じ保証基準を採用する異なる業務実施者が存在するはずであり、この方法でも保証報告書の点数の差が業務実施者の違いによるものか、それとも保証基準の違いによるものかが不明である。そこで、以下では業務実施者別の平均点に加え、同じ保証基準を採用している保証報告書を比較することで、業務実施者の違いが保証報告書の記載内容に与える影響を調査する。

Ⅲ. 分析

2022年11月25日時点の日経225およびTOPIX100の構成企業234社を対象に、非財務情報に対する最新の保証報告書を収集した。全ての企業がホームページ内で非財務情報を開示していた。2010年のFortune's Global 500にランクインした日本企業71社のうち、69社がCSR報告書を作成していたことから（伊藤[2011], 113頁）、大規模な企業は非財務情報を開示していることが分かる。企業のホームページ内における検索機能で、「第

三者保証」または「第三者検証」を検索したところ、企業が開示する非財務情報に保証を付していた企業は164社であった。開示している項目や開示書類毎にそれぞれ別の保証を付けており、複数の保証報告書を開示している企業が存在した。一方、保証報告書を掲載しておらず、「保証を受けた」というような文言のみを記載している企業や、保証報告書を掲載しているものの拡大すると文字が潰れて内容が読めないものがあった。これらを除いた結果、分析の対象となる保証報告書の数は183本となった。

Ⅲ-1. 保証報告書に記載すべき事項

Ⅱで紹介した O'Dwyer and Owen [2005]の研究にならい、保証報告書に最低限記載すべき事項を決定する。[図表5]は、採用されていた保証基準別の保証報告書の本数を示したものである。これによると、ISAE3000が最も多く利用されている。そこで、ISAE3000の要求事項に、2021年に公表された「拡張された外部報告（EER）に対する保証業務へのISAE3000（改訂）の適用に関する強制力のないガイダンス（Non-Authoritative Guidance on Applying ISAE 3000 (Revised) to Extended External Reporting (EER) Assurance Engagements）」（以下、EER保証業務ガイダンス）における要求事項を加え、コーディングのルールを作成する。

〔図表 5〕 保証基準別の保証報告書の数

保証基準	保証報告書の数
AA1000AS	2
ISAE3000	11
ISO14064-3 ³⁾	14
独自の基準	3
AA1000 および ISO14064-3	1
ISAE3000 および ISAE3410	55
ISAE3000 およびサステナビリティ情報審査実務指針 ⁴⁾	2
ISAE3000 および ISO14064-3	40
ISO14064-3 および独自の基準	19
ISAE3000、ISAE3410 およびサステナビリティ情報審査実務指針	15
AA1000、独自の基準および保証機関のためのガイダンス	8
ISAE3000、ISAE3410、ISO14064-3 および独自の基準	2
記載なし	11
合計	183

〔出所〕 筆者作成

ISAE3000 では、「保証報告書には、少なくとも以下の基本要素が含まれる」（ISAE3000[2013], para. 69）と規定されており、列挙されていない要素を加えることは否定されていない。また、EER 保証業務ガイダンスにおいても、「保証報告書は、業務の状況に応じて調整する必要がある」（EER 保証業務ガイダンス[2021], 例 I）とされ、業務実施者が臨機応変に説明を加えることを要求している。このことから、〔図表 6〕のコーディングのルールに「②①その他の項目」を付け足すこととした。

3) ISO14064-3 は、International Organization for Standardization（国際標準化機構）の発行する「Greenhouse gases Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements」を指す。

4) 一般社団法人サステナビリティ情報審査協会の発行する「サステナビリティ情報審査実務指針」を指す。

[図表6] コーディングのルール

	0	1	2
①タイトル	無	有	
②宛先	無	有	
③保証水準	無	限定的保証	合理的保証
④保証の範囲	無	狭い	包括的
⑤意見	無	1文	1文より多い
⑥適用される規準	無	公開されておらず 入手できない	公開されており 入手可能
⑦強調事項	無	有	
⑧情報作成の理解のための説明	無	有	
⑨固有の限界	無	有	
⑩報告者の責任	無	有	
⑪業務実施者の責任	無	有	
⑫業務実施者が主題情報の作成 に関与できない理由	無	有	
⑬適用される保証基準	無	公開されておらず 入手できない	公開されており 入手可能
⑭業務実施者の独立性および職 業倫理	無	有	
⑮業務実施者の所属する事務所 の品質管理	無	有	
⑯専門家の利用	無	有	
⑰実施した手続の概要	無	有	
⑱業務実施者の署名	無	有	
⑲日付	無	有	
⑳住所	無	有	
㉑その他	無	有	

([出所]EER 保証業務ガイダンス例Ⅰ、例Ⅱに基づき筆者作成)

Ⅲ-2. 保証報告書の記載内容

「①タイトル」は183本の全ての報告書に記載されており、「⑦強調事項」、「⑧情報作成の理解のための説明」、「⑫業務実施者が主題情報の作成に関与できない理由」、「⑯専門家の利用」、の項目は全ての報告書に記載がなかった。しかし、その他の項目で第三者意見と保証報告書は大きく異なっていた。これは、第三者意見は、一般的な人よりも専門的な知識や経験が豊富な人物がそれらの知見に基づき意見を述べることを目的としており、保証を付与することを第一の目的としていないからであると考えられる。今回

収集した第三者意見報告書 12 本の内容は、全体として企業の報告書の構成や非財務情報の開示についての今後の展開等を中心としており、情報の正確性や信頼性に対する記述はなかった。また、12 本中 11 本で保証基準が書かれていなかった。これらの違いから、第三者意見報告書にコーディングのルールを適用し、保証報告書と比較することが困難であるため、以降は、第三者意見報告書 12 本を除外した 171 本を分析の対象とする。

「③保証水準」、「④保証の範囲」、「⑬適用される保証基準」、「⑰実施した手続の概要」、「⑲日付」、の項目はすべての保証報告書で記載されていた。「③保証水準」には合理的保証の水準はなく、すべてが限定的保証の水準か中程度の保証の水準であった。「④保証の範囲」に関しては、ほとんどが取水量や女性管理職比率といった特定の指標や算出方法に対するもので、指標の説明のような記述的情報に対するものではなかった。「⑬適用される保証基準」が複数ある場合は、1 つでも公開されておらず入手できないものが含まれていれば点数は 1 とした。

「②宛先」は 171 本中 164 本で書かれていたが、その場合、企業名のみか企業名に加え取締役の名前まで載せているかの 2 つに分かれていた。「⑤結論」は 171 本中 161 本が一文のみであった。残りの 10 本のうち 9 本は報告のための仕組みが適切かどうかという意見、1 本は統合報告書に記載されている重要課題に対するアプローチやマネジメントが行われているか否かに対しての意見が含まれていた。「⑥適用される規準」に関しては、具体的な基準を載せているものは 26 本と少なかった。算定に推測が含まれる等の理由から生じる「⑨固有の限界」を記載していたのは 171 本中 45 本であった。同様の情報を開示している場合、規準が異なっても推測は含まれると思われる。ゆえに、記載のない 126 本のケースでも固有の限界は存在していたはずである。「⑩報告者の責任」は 163 本に記載があり、その大半は「⑪業務実施者の責任」の記載を伴っていた。「⑭業務実施者の独立性および職業倫理」については 170 本で記載されていた。また、「⑮業務実施者の所属する事務所の品質管理」に関しては 116 本で記載がみられた。「⑱業務実施者の署名」がないものは 10 本のみで、そのすべてが同じ業務実施者

による保証報告書であった。「⑳住所」とは業務実施者の所属する事務所の所在地を指し、148本で記載されていた。「㉑その他」の項目は142本に記載されており、業務実施者の能力や合理的保証との違いが説明されていた。

「①タイトル」、「③保証水準」、「④保証の範囲」、「⑰実施した手順の概要」、「⑱日付」、の項目はすべての保証報告書で記載されており、「⑦強調事項」、「⑧情報作成の理解のための説明」、「⑫業務実施者が主題情報の作成に関与できない理由」、「⑯専門家の利用」、の項目はすべての保証報告書で記載がなかった。したがって、[図表6]のルールにしたがって保証報告書に点数を付けた場合、「②宛先」、「⑤意見」、「⑥適用される規準」、「⑨固有の限界」、「⑩報告者の責任」、「⑪業務実施者の責任」、「⑬適用される保証基準」、「⑭業務実施者の独立性および職業倫理」、「⑮業務実施者の所属する事務所の品質管理」、「⑱業務実施者の署名」、「⑳住所」、「㉑その他の項目」、により点数が左右されることになる。

Ⅲ-3. 保証報告書に点数を付ける上での判断プロセス

[図表6]の21項目はそれぞれ記載が要求される理由がある。点数を付けるにあたってはこれらの理由を考慮した。保証報告書の点数から筆者の主観を完全に取り除くことは不可能であるが、できる限り点数のもつ意味を共有するため、検討を要した項目について、次のように具体的な判断プロセスを説明する。

「①タイトル」は独立した保証報告書であることを識別する（IAASB [2020], para. 340）、とされていることから、「保証」または「検証」のいずれかと「独立」の言葉を含んでいるものは目的を果たしているとみなした。「独立」というキーワードが含まれていない場合であっても、保証報告書に「独立の立場」や「利害関係のない」といった記述がみられるならば、「①タイトル」の条件を満たしているとみなした。

「②宛先」は保証報告書の送付先を識別するものであり（IAASB [2020], para. 341）、今回収集した保証報告書では企業名か取締役の名前のいずれかが書かれていた。企業名のみである場合も、通常は依頼主である企業の

代表宛であると考えられるため、コーディングのルール上では両者を区別していない。

「⑤意見」は保証業務の目的であり（IAASB[2020], para. 373）、保証報告書において特に重要な項目である。限定的保証業務を実施した場合、合理的保証よりも低いレベルの保証を反映していると説明することは、利用者が消極的結論の表現について理解するのに有効である（IAASB[2020], para. 373 (a)）。ゆえに、合理的保証と限定的保証の違いや説明が載せられることは好ましいと考えられる。ただし、点数を付ける上では、結論だけの記載と区別すべきであるという考えから、限定的保証の説明は「⑫その他の項目」に該当するとした。

「⑥適用される規準」を列挙している保証報告書は26本とわずかであったが、これは保証報告書が長文になることを避けるためとも考えられる。しかし、利用者は、適用される規準を識別することで、主題の測定や評価に使用されたベンチマークを理解することが可能となる（IAASB[2020], para. 347）。また、時の経過とともに規準が変更される可能性があるため、規準がどこにあるかを示し、規準の名称、規準の公表された日付、規準のバージョンを識別することも利用者の理解の助けとなる（IAASB[2020], para. 353）。今回規準を記載していた保証報告書も、名称のみであり日付やバージョンは書かれていなかったが、最大の目的である規準の識別は可能であることから、名称以外の記述はなくてもよいことにした。

「⑪業務実施者の責任」は、業務実施者の役割が主題情報について独自に結論を表明することにある、と利用者に伝達することを目的としている（IAASB[2020], para. 361）。上述したように、非財務情報の利用者は多様であり、保証に関する知識に乏しい者が存在する。そのため、「保証会社の責任」や「当法人の責任」といった言葉を用い、業務実施者の責任についての記載であることが明白なものだけを対象とした。

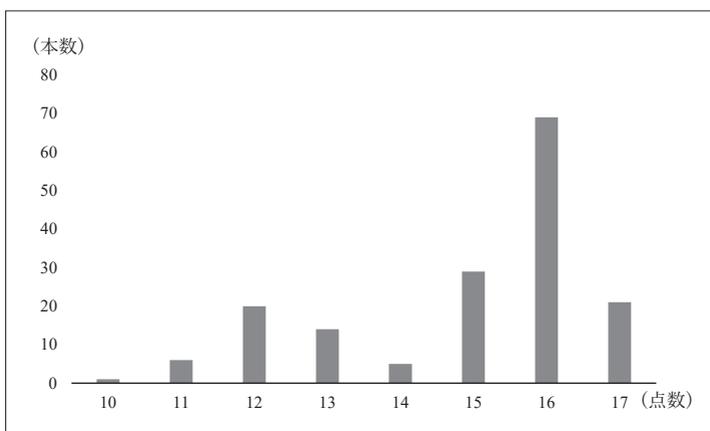
「⑬適用される保証基準」の項目で問題となるのは、公開されているか否かである。保証基準が識別されると、利用者は実施された保証業務への理解を深めることができる。したがって、保証基準は公表されており、利用

者が入手可能なものが望ましい。今回採用されていた保証基準の中に、概要や一部分のみ無料で、本文全体は有料としているものがあつた。この場合、すべての利用者が入手可能とはいえないため、本文すべてが無料で入手できるものに限り、公開されており入手可能であると判断した。

Ⅲ-4. 保証報告書の比較

[図表6]のルールに基づき保証報告書に点数を付けると、最高点は26点、最低点は0点となる。保証報告書171本の最高点は18点、平均点は15点、最低点は10点であつた。[図表7]に点数別の保証報告書の本数を示す。16点が69本と最も多く、10点が1本と最も少なかった。以下では、これらの点数の差が、業務実施者の違いによるものか、保証基準の違いによるものかを検証する。

[図表7] 点数別の保証報告書の本数



([出所] 筆者作成)

業務実施者別の点数を比較するためには、業務実施者を複数に区別する必要がある。KPMG あずさサステナビリティ株式会社、デロイトトーマツサステナビリティ株式会社、PwC サステナビリティ合同会社は監査法人系

列である。これにEY新日本有限責任監査法人を加えると76本となり、監査法人系が171本中76本（44%）を占めていることになる。残り95本を受注している事務所のホームページを調べたところ、財務諸表監査は受注していなかった。そこで、業務実施者を、監査法人系とその他の業務実施者に区別した。

[図表8]は監査法人系とそれ以外の業務実施者の点数の比較である。監査法人系の方が、平均点、最高点、最低点で高い得点となっている。しかし、この結果だけで監査法人系とその他の業務実施者との間に違いがあるとは言えない。監査法人系が作成した保証報告書76本すべてにおいて、ISAE3000を適用した旨が記載されていた。コーディングのルールをISAE3000およびEER保証業務ガイダンスから作成している以上、ISAE3000に準拠した保証報告書は点数を獲得しやすい。すなわち、監査法人系の方が優れた保証報告書を提供しているのではなく、ISAE3000を利用しているため点数が高くなっている可能性がある。この問題を解決するには、同じ保証基準を採用している監査法人系とその他の業務実施者を比較する必要がある。

[図表8] 監査法人系とその他の業務実施者の点数

	本数	平均点	最高点	最低点
監査法人系	76	16.4	18	16
その他の業務実施者	95	13.9	16	10

〔出所〕筆者作成

業務実施者間の比較に使えないため、独自の基準を利用している32本を171本から除いた139本の関係は、[図表9]ようになる。全く同じ保証基準を採用しており比較可能なものは、ISAE3000のみを採用している場合と、ISAE3000およびISAE3410を利用している場合の2つである。

[図表 9] 業務実施者別の保証基準（本）

保証基準	監査法人系	その他の業務実施者
AA1000AS		2
ISAE3000	7	4
ISO14064-3		13
AA1000 および ISO14064-3		1
ISAE3000 および ISAE3410	52	3
ISAE3000 および サステナビリティ情報審査実務指針	2	
ISAE3000 および ISO14064-3		40
ISAE3000、ISAE3410 および サステナビリティ情報審査実務指針	15	

〔出所〕筆者作成

ISAE3000のみを利用している場合と、ISAE3000 および ISAE3410 を利用している場合のそれぞれにおける業務実施者別の点数を[図表 10]に示す。両者ともに、平均点、最高点、最低点において監査法人系の点数の方が高く、[図表 8]の結果と一致する。[図表 10]では保証基準による違いが排除されているため、監査法人系とその他の業務実施者の作成する保証報告書の内容には違いがあるといえる。

[図表 10] 同じ保証基準を利用している保証報告書における業務実施者別の点数

ISAE3000（合計 11 本）	平均点	最高点	最低点
監査法人系（7 本）	16.2	17	16
その他の業務実施者（4 本）	14.2	16	13

ISAE3000 および ISAE3410 （合計 55 本）	平均点	最高点	最低点
監査法人系（52 本）	16.2	18	16
その他の業務実施者（3 本）	13	13	13

〔出所〕筆者作成

Ⅳ. おわりに

非財務情報の開示への関心の高まりに伴い、それに対する保証の需要も高まる可能性がある。しかし、これらの保証は任意契約に基づくものであるため、保証基準等の多くの事項が各企業や業務実施者の裁量に委ねられている。一般的に利用者は保証、開示情報の信頼性に関する情報を保証報告書から入手する。そこで、保証報告書の内容を分析した。

まず、O'Dwyer and Owen [2005]の研究にならって保証報告書に最低限記載すべき事項を決定し、つぎにPerego and Kolk [2012]の研究に従い保証報告書に点数を付した。監査法人系とそれ以外の業務実施者の点数を比較したところ、監査法人系の方が、保証報告書の内容について、平均点、最高点、最低点でそれ以外の業務実施者の点を上回っていた。しかし、この結果は採用されている保証基準の違いと業務実施者の違いの両方を含んでいる。得点の差が純粋な業務実施者の違いによる影響を表すためには、同じ保証基準を採用している監査法人系とその他の業務実施者の作成した保証報告書の点数を比較、検討する必要がある。

ISAE3000のみを利用している場合と、ISAE3000およびISAE3410を利用している場合のそれぞれにおける業務実施者別の点数を比較、検討したところ、両者ともに、保証報告書の内容について、平均点、最高点、最低点で監査法人系の点数の方が高かった。ゆえに、業務実施者によって作成される保証報告書の内容には違いが生じているといえる。しかし、ISAE3000を適用している保証報告書の比較においては、分析の対象となる保証報告書の数が少なかった。また、ISAE3000およびISAE3410を適用している保証報告書の比較においては、監査法人系の保証報告書は52本であったのに対し、監査法人系以外の業務実施者による保証報告書は3本しかなく、分析対象となった保証報告書の数に偏りがあった。したがって、保証報告書の数を更に確保し、より正確な分析を実施する必要があるが、これについては今後の課題としたい。

【参考文献】

- AccountAbility. 2020. AA1000 Assurance Standard v3.
- Gürtürk, A., and R. Hahn. 2016. An empirical assessment of assurance statements in sustainability reports: smoke screens or enlightening information? *Journal of Cleaner Production* 136: 30-41.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB). 2011. ISAE 3410, Assurance Engagements on Greenhouse Gas Statements.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB). 2013. ISAE 3000 (Revised), Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB). 2020. Non-Authoritative Guidance: Special Considerations in Performing Assurance Engagements on Extended External Reporting, in *Extended External Reporting (EER) Assurance*.
- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB). 2021. Non-Authoritative Guidance on Applying ISAE 3000 (Revised) to Extended External Reporting (EER) Assurance Engagements.
- O'Dwyer, B., and D.L. Owen. 2005. Assurance statement practice in environmental, social and sustainability reporting: a critical evaluation. *The British Accounting Review* 37 (2): 205-229.
- Perego, P., and A. Kolk. 2012. Multinationals' Accountability on sustainability: The evolution of third-party assurance of sustainability reports. *Journal of Business Ethics* 110 (2): 173-190.
- IFAS Foundation. 2022. 「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の最新動向 Emmanuel Faber ISSB 議長」.
- JPX 日本取引所グループ. 2022. TOPIX100 構成銘柄一覧 (<https://www.jpx.co.jp/news/1030/nlsgeu000006ofa8-att/TOPIX100leaflet.pdf> 閲覧日:2022 年 11 月 25 日).
- KPMG サステナブルバリュースervice・ジャパン. 2022. 「日本の企業報告に関する調査 2021」.
- 一般社団法人サステナビリティ情報審査協会. 2014. 「サステナビリティ情報審査実務指針」.
- 伊藤公一. 2011. 「日本における CSR 報告書の保証の課題」『現代監査』第 21 号.
- 白石弘幸. 2017. 「電力会社のイメージウォッシングと PR 施設」『金沢大学経済論集』第 38 巻第 1 号.
- 内藤文雄. 2012. 『財務情報等の監査・保証業務』（中央経済社）.
- 内藤文雄. 2014. 『監査・保証業務の総合研究』（中央経済社）.
- 日本経済新聞. 2022a. 「ESG 債、3 年で 4 倍、今年国内 1.7 兆円、社債の 4 分の 1 に、脱炭素後押し」、2022 年 12 月 19 日, 朝刊, 3 頁.
- 日本経済新聞. 2022b. 日経平均株価 (<https://www.nikkei.com/markets/kabu/nidxprice/>)

閲覧日：2022年11月25日）。

日本公認会計士協会、2017、「監査及びレビュー業以外の保証業務に関する実務指針」監査・保証実務委員会実務指針第93号。

